



## マイナンバー・住民基本台帳カードのお知らせ

○問合せ先 市民生活課住民係 ☎内線 127

### ◆マイナンバーの「通知カード」について

「通知カード」は平成27年10月5日時点の住民票の情報をもとに作成・送付されております。この前後に亡くなられた人については、行き違いで通知カードが届く場合もあります。受領された場合は、お手数ですが市役所市民生活課または各支所・出張所へご返却をお願いいたします。

「通知カード」の受領以降、住所や氏名が変わるときは、住所変更手続き（転入届、転居届）や戸籍の届出の際に「通知カード」を忘れずに持参してください。裏面に新住所または新氏名を記載します。「通知カード」は紛失しないように大切に保管してください。紛失や、破損された場合は、再交付の際に手数料（500円）が必要となります。

### ◆個人番号（マイナンバー）カード申請にかかる相談会

住民基本台帳カードの代替となる個人番号カード申請にかかる相談会を下記の日程で開設します。

個人番号カードを作るには、地方公共団体情報システム機構へ申請書を提出する必要があります。

今回の相談会では、申請書の記入補助のみを行い、市で申請書の受け付けはできません。郵送、スマートフォンおよびインターネットでの申請を住民の皆さんに行っていただきます。申請後は、平日に市役所でカードの受け取りができます（1月以降の予定）。

ただし、相談会で申請書を受け付けできる場合もあります（※条件がありますので、事前に上記までお問い合わせください）。

相談会に参加される際は、通知カードに関する送付物一式をご持参ください。

申請の際に顔写真が必要となります。写真の規格などについては、上記までお問い合わせください。

※インターネット環境は市で準備いたしておりませんので、ご了承ください。  
※初回の交付手数料は無料です。

開催日	場 所	時 間
12月10日（木）	松浦市役所	17：15～19：00
12月11日（金）	鷹島支所	9：00～12：00
	福島支所	17：15～19：00
12月12日（土）	鷹島支所	9：00～16：00
12月13日（日）	松浦市役所	9：00～16：00
	福島支所	9：00～16：00
12月15日（火）	松浦市役所	17：15～19：00

### ◆住民基本台帳カードと電子証明書（公的個人認証）の交付終了について

平成28年1月からは、電子証明書をあらかじめ搭載した個人番号（マイナンバー）カードの交付が始まります。平成27年12月末時点で住民基本台帳カードをお持ちの場合は、住民基本台帳カード表面に記載されている有効期限日まで引き続き利用できます。（※ただし、電子証明書の有効期限は異なります）

《住民基本台帳カードの交付終了日》12月28日（月）

《住民基本台帳カードを使用した電子証明書（公的個人認証）の発行終了日》12月22日（火）

※交付終了日以降は、申請済みの人でも住民基本台帳カードの交付はできません。

なお、申請しても即日交付できない場合があります。下記に該当する人はご注意ください。

#### ◎即日交付できる本人確認書類（運転免許証・旅券など）をお持ちでない人

照会書を簡易書留で送付します。郵送に日数がかかりますので照会書が交付終了日までに届かない場合があります。

#### ◎福島・鷹島支所で申請する人

住民基本台帳カードの作成を本庁で行うため、交付終了日までにお受け取りできない場合があります。

## 市役所本庁舎 1 階フロアが変わりました！

○問合せ先 政策企画課 ☎内線 308

### ■本庁舎窓口を一新し利用しやすく

「市民の皆さんにとって分かりやすく、利用しやすいと感じられる窓口」を目指し、本庁舎1階（税務課、市民生活課、健康ほけん課、長寿介護課、会計課、市民ロビー）の改修を行い、11月24日（火）から運用を開始しました。

改修では、窓口カウンターを始め、総合案内、案内表示（サイン）、待合スペースを一新し、市民の皆さんが快適に利用できる庁舎環境に整備しました。

また、改修に合わせ、証明発行窓口を新設し、これまで市民生活課と税務課で取り扱っていた以下の証明を発行することになりました。

- ・住民票、戸籍、印鑑登録の証明
- ・所得（課税）証明、軽自動車税の納税証明



### ■ここが変わりました！

#### ◎プライバシーに配慮して・・・

窓口に着席して相談でき、車椅子の方も利用しやすいローカウンターを増やし、仕切りパネルを設置することで、隣の方が見えにくくなり、プライバシーの確保に配慮しています。また、相談室を設置し、よりプライバシーに配慮しなければいけない案件などに活用します。

#### ◎利用しやすいと感じられるように・・・

本庁舎の南側、北側玄関から目に入りやすい場所に総合案内を設置し、市民の皆さんをお迎えします。また、窓口カウンターの上部や横、壁面に、一目で分かる大きさの窓口番号や、課名標記よりも目的別標記を目立たせる帯状の表示を設置することにより、市民の皆さんをスムーズに案内します。

#### ◎市民の皆さんが安心して快適に利用できる空間を目指して・・・

- ・これまでの市民ロビーの段差を無くし、バリアフリー化を図りました。また、お子さま連れの方に配慮して待合スペースから目に届く位置にキッズスペースを配備し、授乳室も新たに設置しました。
- ・カウンター下の床もこれまでのタイルを段差が無いタイルに変更し、椅子を引き出しやすくしました。
- ・廊下の照明にLEDを導入し、これまでよりも明るい雰囲気になりました。

